

令和3年会津美里町議会第2回定例会11月会議

議事日程 第1号

令和3年11月15日（月）午前10時00分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

追加議事日程 第1号の追加1

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長選挙
- 第 5 議席の一部変更
- 第 6 議案の上程及び提案理由の説明
- 第 7 報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 8 議案第65号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）
- 第 9 常任委員会委員の選任について
- 第10 議長の常任委員会委員の辞任について
- 第11 広報広聴常任委員会委員の選任について
- 第12 議会運営委員会委員の選任について
- 第13 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 会 (午前10時00分)

〔議員、職員に仮議席表配付〕

〔議員仮議席に着席〕

〔町長以下着席〕

○議会事務局長（高木朋子君） おはようございます。私は、議会事務局長の高木朋子でございます。また、書記は議会事務局総務係長の歌川和仁でございます。よろしくお願いいたします。

本定例会は、改選後初めての議会でありますので、議会事務局長名で参集の告知及び地方自治法第121条の規定に基づく出席要求をした次第でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の鈴木繁明議員をご紹介します。

鈴木繁明議員、議長席のほうにお願いいたします。

〔年長の鈴木繁明君議長席に着く〕

○臨時議長（鈴木繁明君） ただいま紹介をいただいた鈴木繁明でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○開会の宣告

○臨時議長（鈴木繁明君） ただいまから令和3年会津美里町議会第2回定例会11月会議を開会いたします。

○開議の宣告

○臨時議長（鈴木繁明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

本会議の説明員の報告もお手元に配付したとおりです。

○町長挨拶

○臨時議長（鈴木繁明君） では、日程に入ります前に、町長にご挨拶をお願いしたいと思います。町長。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日新たな構成となりました会津美里町議会議員の初議会開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会議員選挙にご当選されたこと、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。町村合併により会津美里町が誕生してから17年目を迎えました。その間、総合計画をはじめ

とする各種計画に基づき、まちづくりを進めてまいりました。私の所信表明で述べたとおり、会津美里町は自然環境の豊かさなどすばらしい素材が存在している反面、少子高齢化や人口減少は著しく進んでおり、様々な課題が山積をしております。その中でも喫緊の課題である教育環境の充実、産業の振興、移住、定住策、交流人口の拡大、医療、福祉の充実、空き家、鳥獣被害対策などを着実に進め、町民の皆様が住んでよかったと実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、大局的な見地からご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、さらに議員各位の一層のご活躍をご祈念申し上げてご挨拶とさせていただきます。

○説明員の紹介

○臨時議長（鈴木繁明君） 次に、副町長、教育長、代表監査委員は自己紹介をお願いいたします。

○副町長（佐々木吉一君） おはようございます。副町長の佐々木吉一でございます。ひとつこれからよろしくお願ひしたいと思ひます。

○臨時議長（鈴木繁明君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） おはようございます。教育長の歌川哲由と申します。5月25日に就任させていただきました。町長が公約に掲げる教育環境の充実を目指して努力してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） それでは、代表監査委員。

○代表監査委員（鈴木英昭君） 代表監査委員の鈴木英昭です。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 次に、執行部職員を総務課長から紹介願ひます。

総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、私より職員を紹介をしたいと思ひます。

まず、鈴木政策財政課長でございます。

○政策財政課長（鈴木國人君） 鈴木國人でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（國分利則君） 続きまして、原参事兼会計管理者兼出納室長でございます。

○会計管理者（原 克彦君） 原克彦と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長（國分利則君） 続きまして、児島町民税務課長でございます。

○町民税務課長（児島隆昌君） 児島隆昌と申します。よろしくお願ひします。

○総務課長（國分利則君） 続きまして、平山健康ふくし課長でございます。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 平山正孝と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（國分利則君） 続きまして、金子産業振興課長でございます。

○産業振興課長（金子吉弘君） 金子吉弘と申します。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○総務課長（國分利則君） 続きまして、鈴木建設水道課長でございます。

○建設水道課長（鈴木明利君） 鈴木明利と申します。よろしくお願ひいたします。

- 総務課長（國分利則君）　続きまして、松本教育文化課長でございます。
- 教育文化課長（松本由佳里君）　松本由佳里と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 総務課長（國分利則君）　続きまして、福田主幹兼公民館長兼図書館長でございます。
- 教育文化課主幹（福田富美代君）　福田富美代と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 総務課長（國分利則君）　最後になりますが、私、総務課長の國分利則でございます。よろしくお願いいいたします。
- 臨時議長（鈴木繁明君）　紹介が終わりました。
- 日程に入ります。

○仮議席の指定

- 臨時議長（鈴木繁明君）　日程第1、仮議席の指定を行います。
- 仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○議長の選挙

- 臨時議長（鈴木繁明君）　日程第2、議長の選挙を行います。
- ここで暫時休憩いたします。

　　休　憩　　（午前10時08分）

　　再　開　　（午前10時14分）

- 臨時議長（鈴木繁明君）　再開いたします。
- これより議長の選挙を行います。
- 選挙は投票で行います。
- 議場の出入口を閉めます。

　　〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（鈴木繁明君）　ただいまの出席議員は16名であります。
- 次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、櫻井幹夫君、2番、大竹惣君を指名します。
- 投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

　　〔投票用紙の配付〕

- 臨時議長（鈴木繁明君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

　　〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（鈴木繁明君）　配付漏れなしと認めます。
- 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

○臨時議長（鈴木繁明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[投票]

○臨時議長（鈴木繁明君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長（鈴木繁明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

櫻井幹夫君、大竹惣君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（鈴木繁明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

横山知世志君 11票

根本 剛君 4票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、横山知世志君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（鈴木繁明君） ただいま議長に当選されました横山知世志君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長当選の承諾並びに挨拶をお願いいたします。

議長、横山知世志君。

○議長（横山知世志君） 今ほどは皆様方のご指示を賜り、議長の職に就くことができました。心から感謝を申し上げたいと思います。責任の重さを今重々感じているところでありまして、ちょっと緊張しておりますが、皆さんと一緒に透明な、活力ある議会を目指してまいりたいと思いますので、今後とも皆様方のご指導、ご協力を心からお願いを申し上げまして、御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（鈴木繁明君） それでは、臨時議長の職務から議長の職務に代わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休 憩 (午前10時29分)

再 開 (午前10時37分)

〔臨時議長、議長と交代〕

〔追加議事日程表を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（横山知世志君） 議事日程の追加をいたします。

追加した日程は、お手元に配付いたしました追加議事日程（第1号の追加1）のとおりであります。

○議席の指定

○議長（横山知世志君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の議席といたします。

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

1 番 櫻 井 幹 夫 君

2 番 大 竹 惣 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（横山知世志君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月までの通年としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月までの通年と決定いたしました。

○副議長の選挙

○議長（横山知世志君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時38分)

再 開 (午前10時50分)

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（横山知世志君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、渡辺葉月君、4番、荒川佳一君を指名します。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（横山知世志君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議長（横山知世志君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（横山知世志君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

渡辺葉月君、荒川佳一君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（横山知世志君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票はなしであります。

有効投票のうち

鈴木 繁明君 7 票

堤 信也君 6 票

根本 謙一君 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、鈴木繁明君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（横山知世志君） ただいま副議長に当選されました鈴木繁明君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長当選の承諾並びに挨拶をお願いいたします。

鈴木繁明君。

○副議長（鈴木繁明君） ただいまは副議長という大役を仰せつかりまして誠にありがとうございます。先ほども決意表明でも述べたように、しっかりと自分の職責を全うし、議会活性化に向けて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） ここで暫時休憩します。

休 憩 （午前11時05分）

再 開 （午前11時10分）

〔議席表を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開します。

○議席の一部変更

○議長（横山知世志君） 日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりです。直ちに議席の移動を願います。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第19号、議案第65号の2議案であります。

お諮りします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和3年会津美里町議会第2回定例会11月会議を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案1件の提案理由をご説明いたします。

初めに、報告第19号は専決処分の報告についてであります。本件は、令和元年8月4日に町道30108号線において横断水路グレーチングの破損による自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金5,427円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第65号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,788万円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億6,074万円とするものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第19号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第7、報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページを御覧ください。本件は、令和元年8月4日、町道30108号線におきまして横断水路グレーチングの破損による自動車物損事故が発生いたしました。その後、令和3年10月29日、河沼郡柳津町在住のI氏を相手方といたしまして、5,427円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

10番、星次君。

○10番（星次君） ただいま総務課長から説明がありましたが、令和元年8月に事件が発生して示談が3年間というふうなことです。詳しくもう少し何回交渉、説明に行ったのか、その辺もやっぱり我々にお知らせしていないと、3年間放置しておいたのか、それとも誠意を持ってやったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

事故発生につきましては、令和元年の8月4日ということでございます。その後、令和元年につきましては、すぐに当事者のほうと電話連絡をいたしました。それで、一番最初に電話連絡をしたときに、たまたま仕事だったということで、次回からは文書による連絡、やり取りをしてくださいということで当事者より言われました。その後、文書によるやり取りをしまして、令和2年度については文書で3回お出ししております。しかし、文書による連絡をしても当事者のほうから回答がなかったということでありまして、令和3年度について、やっと文書により回答、返答をいただきました。そこで、事案ということでありまして、電話連絡についてもその後、令和3年度ですけれども、2回ほどしておりまして、その後文書についても2回送っておりまして、やっとそこで文書による回答、示談ということになった次第でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 星次君。

○10番（星次君） そうしますと、相手方が文書でやってほしいということで町は判断して、一回も相手方と面識というか、面談しなかったということですか、その辺ももう少し。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 相手方の方とは直接お会いしたということはありません。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第19号を終了いたします。

○議案第65号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第8、議案第65号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第65号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明いたします。予算書と併せまして、提出案件資料2ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,788万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,074万円とするものでございます。

内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。3枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。3ページ、歳入でございます。19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,788万円の補正増につきましては、今回の補正における一般財源不足額を調整するため、増額をするものでございます。

続きまして、歳出であります。その下の4ページであります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費6,788万円の補正増につきましては、令和3年産米の概算金の大幅な下落が発表され、主食用米の大幅な下落が確定的であることから、稲作農家の生産意欲の向上と農業経営の安定化につながることを目的といたしまして、生産数量の目安面積を限度とし、主食用米の作付10アール当たり3,000円の支援金を交付するため、11節において通信運搬費32万円、18節、稲作経営継続支援金6,756万円をそれぞれ新たに予算措置したものでございます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 歳入歳出一括しての質疑でよろしくお願ひしたいと。

根本謙一君。

○12番（根本謙一君） 1点お伺いします。

今歳出のところで10アール当たり3,000円という説明がありました。いわゆるこの根拠を教えてください。よその先進事例を見ますと、もう少し多いところもございます。本町として、この3,000円というのはどういう根拠で出された数字かお伺いさせていただきたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきます。

この3,000円の根拠でございますが、まず米の需給調整がなくなったことで米の過剰作付が進んでございます。これによりまして米価の下落が懸念されていることから、国及び県につきましては非食用米の作付の転換を支援してまいっているところでございます。

さらに、町では上乗せで補助をいたしまして農業者の方々へ協力を求めてきた経緯がございます。

このため、非食用米への取組に係る交付単価を上回ってしまいますと、来作以降、非食用米への転換協力が得られにくくなってしまうことから、非食用米の価格につきましては一番安いもので備蓄米が1俵当たり1万円でございますが、これを上回る支援というのは困難でございますので、備蓄米1万円マイナス、一番米価の高いものでコシヒカリが1等米、今回の概算金で9,700円でございます。これを差し引くと1俵当たり300円への価格差が出ております。一旦10アール当たり10俵換算で計算してございますので、3,000円を支援するというふうな中身になってございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本謙一君。

○12番（根本謙一君） 一定程度理解できました。しかし、よその事例を見ますと、もう少し余計に出しているところが報道にはございます。その部分はどうのように理解しているのか、分かる範囲でお願いしたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、お答えさせていただきます。

他の自治体の例を見ますと、確かに議員おっしゃるとおり、もっと反別当たり多く出している自治体というのはございます。ただ、我が町といたしましては、やはり米のいわゆる備蓄米の在庫がかなりだぶついておりまして、この傾向というのは来作以降も続くというふうに見てございます。そのために、各農家さんへはそういった価格のいわゆる減収対策といたしまして、国がやっておりますナラシ対策ですとか収入保険のほうに入ってくださいまして、何とかそういう下落をそういった保険等でカバーしていただくことで収入の確保といいますか、維持に努めていただきたいということで施策を展開してまいったところでございます。このようなことから、やはりいわゆる主食用米の単価を上回ってしまうような補助をしてしまいますと、どうしてもそういっただぶつきを解消するために、非食用米への転換を促しているというふうな実際のところから、やはりつじつまが合わなくなってしまうというふうなことがございますので、我が町に関しましては、先ほど申し上げましたとおり10アール当たり3,000円の支援を進めてまいりたいというふうな考えた次第でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 横山義博議員。

○14番（横山義博君） ただいまの支援金のことですけれども、大体分かりましたけれども、要はいわゆる作付転換という形で主食用米の調整をしているわけです。主に備蓄米あるいは飼料米と。これに協力していない方も若干おられると思うのですけれども、そちらの数字はつかんでおるのか、あるいはつかんでおいて、支援金としていわゆる主食用米から転換をした人たちのみの支援金という考え方でよろしいのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたがいでございますが、町で作付転換を促しておりま

すが、当然ここにご協力いただいている方、ご協力をまだいただいていない方というのがございます。当然その方の数字というのはつかんでおりますが、最終的な今回のいわゆる米の農家別の作付目標反別というのは我が町においてはクリアをしているというふうな状況でございます。ですので、協力していただいている方につきましては、当然国、県、または町の単独補助というふうな補助金が入っておりますので、今回のいわゆる主食用米の下落からは省かれております。それ以上の収入が見込めるというふうな内容になってございますので、そこにつきましては当然今回は主食用米の目標反別に対して支援をするというふうな中身になってございますので、ご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 横山義博議員。

○14番（横山義博君） 私が聞いたのは作付転換、いわゆる備蓄米中心だと思っておりますが、そちらのほうで転換を協力している方もいる、あるいはできない方、やっていない方もおられる。それらの差をつけるのですかという端的なこと質問しているので、端的にお答え願いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 差はつけてございません。

○議長（横山知世志君） 渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） これ内容を見ますと、一般財源、いわゆる基金から繰入れしているわけですが、いわゆる基金というのは町民の血税の積立てです。これを見ると、農業者のための支援ということになってはいますが、私のほうの町は半商半農でございます。したがって、商工業者の部分も入れるべきではなかったのかと思いますが、町長の見解をお願いしたい。

○議長（横山知世志君） 副町長。

〔「町長に聞いている、町長」と言う人あり〕

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員に申し上げたいと思います。

最後の末尾の部分がちょっとはつきり聞こえなかったもので、もう一度お願いできますか。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私は町長に聞いているの。まず、町長から言って、振るのではないですか。町長がまず受けた上で、副町長なり事務局をとやるのではないですか。それはちょっとおかしい、運営の仕方が。

○議長（横山知世志君） 最後の末尾の部分、よく聞こえなかったということで、再度。

○9番（渋井清隆君） では、末尾の部分ですが、この繰入金というのは町民の税金をもって積立てしているわけですね。したがって、今ここで言っているのは農業者ばかりを言っていますが、商工業者、いわゆるここは半商半農の町です。したがって、その人たちも算定に入れて、ここも加える配慮をするべきではないですかということを聞いているのです。要するに農業者ばかりでなく、要は税金が投入されるわけですから、皆さんの税金です。今までずっとやっていますよ、いろんな手当。よ

その町村もやっている。よその町村もやっているからいいのだでなく、当たり前のことをやってください。

〔「議長、議事進行。6番、長嶺でございます」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ちょっと待って。質問中なものですから、理由をまずおっしゃってください。

○6番（長嶺一也君） 今回の議案の検討する内容につきましては、補正予算の農林水産業費の農業振興費の6,788万の議案について協議しているところなのですが、それに今の渋井議員の話ですと、商工者も、商工行政についての補正はできなかったのかという質問でありますので、ちょっとこの議案内容とは別物だと思いますので、議事進行いたしました。

○議長（横山知世志君） 今おっしゃっているのも分かるのですが、今総体的に稲作農家だけの支援の議案なのですよね、これは。商工業も大事だろうということで今渋井議員が質問しているので、そこはちょっと町長からお話をまず聞いていただきたいと思います。

町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど産業振興課長からもお話あったとおりでありますけれども、今回米価の下落によって大変農業経営者、苦勞しております。そういったことで我が町として考えたときの方策として、農業者に対する今回の10アール当たり3,000円という金額を示したものでありまして、商工業者に関しては今回は町としては考えていなかったということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私言ったように、歳入から持っていつているわけですので、今後そういうこともあり得ると理解してよろしいのですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてご説明申し上げます。

先ほど町長申し上げましたとおり、あくまで今回の制度というか、支援制度につきましては、米価下落に伴う補填ではございません。次期作への意欲の低下というのが非常に懸念されているものですから、やはりしっかりとそれは行政として応援をしていかなければならないというふうに思っております。これがやはり我が町としましては基幹産業と位置づけておりますので、しっかりこれを支援していかないと、やはり立ち行かなくなってくるというのは事実でございます。

なぜ農業者だけなのかというふうなことでございますが、やはりこのコロナ禍におきましては商工業者への支援といいますのは、今ある程度落ち着きまして収束をいたしまして、国でも県でも全国的に緊急事態を解除することによりまして、Go To イートですとか、やはりGo To トラベルの支援というのが今後予定されております。そういったことがありますが、農業者への支援というのは国のほうのレベルでは今のところなかなか支援というのが予定されていないというふうな、こう

いった実情もございますので、しっかりとその辺につきましましては、行政として支援をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 何か全然意味が分からないです。私が言っているのは、歳入の件でこういうことだから、もう少し配慮していただきたいというのが趣旨です。

ただ、この予算は農業者のことを言っているのは確かです。しかしながら、積立金というのは基金ですから、目的があって積んで、そのために使うわけですよ、町民の血税を。平等な、やはり補助金というような体系から見ると、広く浅く皆さんに与えるというのが補助金の趣旨なのです。だから、そこを踏まえた上で、もう少しバランスよくやればよかったのではないのですかということを知っているだけです。

終わりですから、後は聞きません。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 確かに私ども町民の方々の税金をお預かりしてそれを執行してまわっているというふうな事実がございますので、しっかりとその辺町の情勢というのを鑑みながら、様々な農業だけではなくて、いろんな面での産業の振興につながるような支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 堤信也議員。

○11番（堤 信也君） 今ほどの答弁の中で、これは議案案件の中で令和3年産米の価格下落ということで上げてきているわけですよ。それが今ほどの答弁の中では、下落のためではなくて来年度、次年度のやつだという答弁があったと思うのです。その辺をもう一回しっかりと答弁いただきたいと思うのですけれども。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

この支援事業につきましましては、あくまで令和3年産米の米価下落に伴いまして、次年度以降の水稻栽培の意欲の低下を防ぎまして営農継続を支援するためのものがございます。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） ということは、今年度下落になっているので、その分の補填という認識なわけですよ、我々感じているのは。ですから、補填と感じていたのですけれども、今の話によれば次年度以降の農業経営を持続させていくというような形での支援であるという判断でよろしいのですね。

○議長（横山知世志君） この提出案件資料の中にも記載されていると思うのですが、稲作農家に対して次期作への営農負担を軽減し、生産意欲の向上というようなふうに乗っかっておりますので、先ほどの産業振興課長の答弁のとおりかなというふうに思うところです。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（横山知世志君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時41分）

再 開 （午後 1時00分）

〔各常任委員会委員名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○常任委員会委員の選任について

○議長（横山知世志君） 日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員会委員は、直ちに委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

総務厚生常任委員会は205会議室、産業教育常任委員会は常任委員会室でお願いします。

ここで暫時休憩します。

休 憩 (午後 1時01分)

再 開 (午後 2時05分)

[各常任委員会正副委員長名簿を配付]

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

それでは、各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務厚生常任委員長、10番、星次君、副委員長、7番、村松尚君、産業教育常任委員長、12番、根本謙一君、副委員長、6番、長嶺一也君、以上のように決定いたしました。

ここで副議長と交代いたします。

[議長、副議長と交代]

○副議長（鈴木繁明君） 暫時議長の職務を行います。

○議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（鈴木繁明君） 日程第10、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、横山知世志君の退場を求めます。

[16番（横山知世志君）退席]

○副議長（鈴木繁明君） ただいま産業教育常任委員に選任されました議長より常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長は、職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、産業教育常任委員を辞任したいとするものです。辞任について許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（鈴木繁明君） 異議なしと認めます。

よって、議長の産業教育常任委員会委員の辞任については許可することに決定いたしました。

横山知世志君の入場を認めます。

[16番（横山知世志君）入場]

○副議長（鈴木繁明君） 横山知世志君にご報告申し上げます。

常任委員会委員の辞任については許可されましたので、申し上げます。

議長を交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○広報広聴常任委員会委員の選任について

○議長（横山知世志君） 日程第11、広報広聴常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時10分）

再 開 （午後 2時12分）

〔広報広聴常任委員会委員名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開します。

広報広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

広報広聴常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を広報広聴常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました委員の方は、直ちに常任委員会室において委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時13分）

再 開 （午後 2時29分）

〔広報広聴常任委員会正副委員長名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

それでは、広報広聴常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

広報広聴常任委員会委員長に8番、小島裕子君、副委員長に3番、渡辺葉月君、以上のように決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時31分）

再 開 （午後 2時31分）

〔議会運営委員会委員名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開します。

○議会運営委員会委員の選任について

○議長（横山知世志君） 日程第12、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

議会運営委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました委員の方は、直ちに委員会を常任委員会室で開催し、委員会条例第9条第2項の規定により正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

ここで2時45分まで休憩します。

休 憩 （午後 2時32分）

再 開 （午後 2時45分）

〔議会運営委員会正副委員長名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

それでは、議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

議会運営委員会委員長に11番、堤信也君、副委員長に9番、渋井清隆君、以上のように決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時45分）

再 開 （午後 2時52分）

〔会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開します。

○会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

○議長（横山知世志君） 日程第13、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員は、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の方が当選されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和3年会津美里町議会第2回定例会11月会議を散会いたします。

散 会 （午後 2時53分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

臨時議長	鈴木	繁明
副議長	横山	知世志
議員	櫻井	幹夫
議員	大竹	惣